平成２５年（フ）第１３７号
熊本市北区梶尾町1298番地20
債務者　長尾　安子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６３号
熊本県菊池郡大津町大字室1151番地　あけぼの団地７－２－５、前住所熊本県菊池郡大津町大字吹田1158番地112
債務者　北岡　　武
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６４号
熊本県菊池郡大津町大字室1151番地　あけぼの団地７－２－５、前住所熊本県菊池郡大津町大字吹田1158番地112
債務者　北岡　伸子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７２号
熊本県宇城市小川町江頭376番地１
債務者　高田　政信
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５７６号
大阪市浪速区難波中３丁目７番２号
債務者　綿木　初子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６３号
大阪市住之江区御崎４丁目11番10―502号
債務者　濱田善次郎
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１５５号
大阪府箕面市粟生間谷東６丁目６番17号
債務者　小林　佳幸
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２００号
大阪市住吉区長居１丁目15番１―710号
債務者　砂原多津江
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２０３号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　西原　正己
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０８号
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目９番２―303号
債務者　岡　　寿子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３１７号
大阪府八尾市高砂町５丁目50番地　府営住宅23―781号
債務者　葉山理惠子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３２３号
大阪府寝屋川市黒原新町９番13―210号
債務者　岩朝　悦子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３２４号
大阪市平野区加美東１丁目３番30―501号
債務者　吉井　里司
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３２６号
大阪府摂津市鳥飼八防１丁目９番11―305号
債務者　網谷ひとみ
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７号
山口県光市上島田２丁目12番１号クラウンマンション201号、住民票上の住所山口県下松市大字切山19番地13
債務者　中村　　実
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１８号
山口県光市上島田２丁目12番１号クラウンマンション201号、住民票上の住所山口県下松市大字切山19番地13
債務者　中村　　幸
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２００号
札幌市厚別区上野幌２条５丁目16番10号
債務者　鎌田美緒子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部